「忠義な猫」でまちおこし推進委員会　会則

第１条　名称　「忠義な猫」でまちおこし推進委員会。略称「忠猫」プロ

第２条　事務所　歴代会長宅に置く。

第３条　目的
平鹿町浅舞公園にある「忠猫塚」の歴史的記録を基に研究し「まちおこし」の一助とする。

第４条　事業
イ、「忠義な猫」の物語を通しての郷土愛の醸成
ロ、「忠義な猫」の歴史的記録の研究
ハ、「忠義な猫」での通年観光の取組
ニ、その他

第５条　会員の種類
本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
1. 積極的に活動する正会員
2. 資金面でも強力に応援する賛助会員

第６条　会計
本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わるものとする。

第７条　年会費
１．正 会 員　2,000円
２．賛助会員　10,000円

第８条　役員
本会に次の役員を置く。
会長１名、副会長３名、会計１名、理事 若干名、監事２名

第９条 役員の任期　役員の任期は２ヵ年とする。但し再任は妨げない。

第１０条　会則の改正その他はその都度総会にて実施のこととする。

附則　この会則は平成２５年４月７日から施行する。